

和泉市立青少年の家条例改正について

生涯学習推進室

(1) 主な改正の理由について

これまでは、社会教育法に基づく社会教育施設という位置づけであったが、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図ることを目的としてリニューアルを計画しています。

また、本施設をより活性化させるため、使用料から利用料金制へ改正するなど、指定管理者の集客運営ノウハウを活かした新たな事業展開を行うべく改正するもの。

(2) 主な改正の内容について

①施設名称の改正（題名）

施設名称を「和泉市立槇尾山学びと癒しの館」に改める。

②設置目的の改正（第1条）

生涯学習の推進とともに南部地域の活性化を促進するため改正を行う。

③使用料の利用料金制への改正（第11条）

指定管理者の集客運営ノウハウを活かした新たな事業展開を行うため改正を行う。

④キャンセル料に関する規定の追加（第14条）

貸切利用が高額となることもあり、キャンセル料を徴収できる規定を追加する。

⑤料金区分の変更（別表第1）

青年枠を廃止し、利用区分の明確化を図るため改正を行う。

⑥利用時間の変更（別表第1）

宿泊利用者と日中利用者の利用時間が一部重複していたため、その重複を解消するため改正を行う。

⑦共用施設の追加（別表第1）

リニューアルに伴う新たな機能として、日帰り入浴施設及びサウナ施設を追加したため改正を行う。

⑧貸切利用の追加（別表第2）

団体が利用するにあたっての、利便性向上を図るため改正を行う。

(3) 利用料金の考え方について

- ・これまでの使用料では施設運営が厳しいことから、現行料金の2倍の利用料金設定を行う。
- ・日帰り入浴施設利用料、サウナ施設利用料、研修室・多目的ホール及び全ての居室及び研修室・多目的ホール貸切についても利用料金設定を行う。

【現状】

市内外	区分	青少年の家		野外炊飯場・テントサイト	
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊
市内	少年(中学生以下)	200	400	100	200
	青年(25歳未満)	400	800	200	400
	一般(25歳以上)	500	1,000	200	400
市外 ※市内の2倍	少年(中学生以下)	400	800	200	400
	青年(25歳未満)	800	1,600	400	800
	一般(25歳以上)	1,000	2,000	400	800



【新料金】

別表第1 個別の施設を利用する場合

施設	区 分			利用料金の額（円）	
居室	午前１０時から午後４時まで			3, 0 0 0	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1, 0 0 0円を、小人1人増えるごとに4 0 0円を左記の額に加算する。
	午後４時から翌日午前１０時まで			4, 8 0 0	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2, 0 0 0円を、小人1人増えるごとに8 0 0円を左記の額に加算する。
野外活動施設	テント施設	午前１０時から翌日午前１０時まで	小人	4 0 0	
			大人	8 0 0	
	野外炊飯施設	午前１０時から午後４時まで	小人	2 0 0	
			大人	4 0 0	
		午後４時から午後１０時まで	小人	2 0 0	
			大人	4 0 0	
日帰り入浴施設	小人			2 5 0	
	大人			5 0 0	
サウナ施設	共同利用			2, 0 0 0	
	貸切利用（２時間）			6, 0 0 0	
研修室・多目的ホール	１時間当たり			1, 0 0 0	

備考

- 1 小人とは、4歳以上から中学生以下の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 大人とは、高校生以上の者をいう。
- 3 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合（日帰り入浴施設及びサウナ施設を除く。）の利用料金は、料金の2倍の額とする。
- 4 サウナ施設については、未就学児の利用は不可とする。
- 5 居室（午後4時から翌日午前10時までの利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）の利用料金を含む。
- 6 居室（午後4時から翌日午前10時までの利用に限る。）及びサウナ施設の利用料金には日帰り入浴施設の利用料金を含む。

別表第2 全ての居室及び研修室・多目的ホールを貸切利用する場合

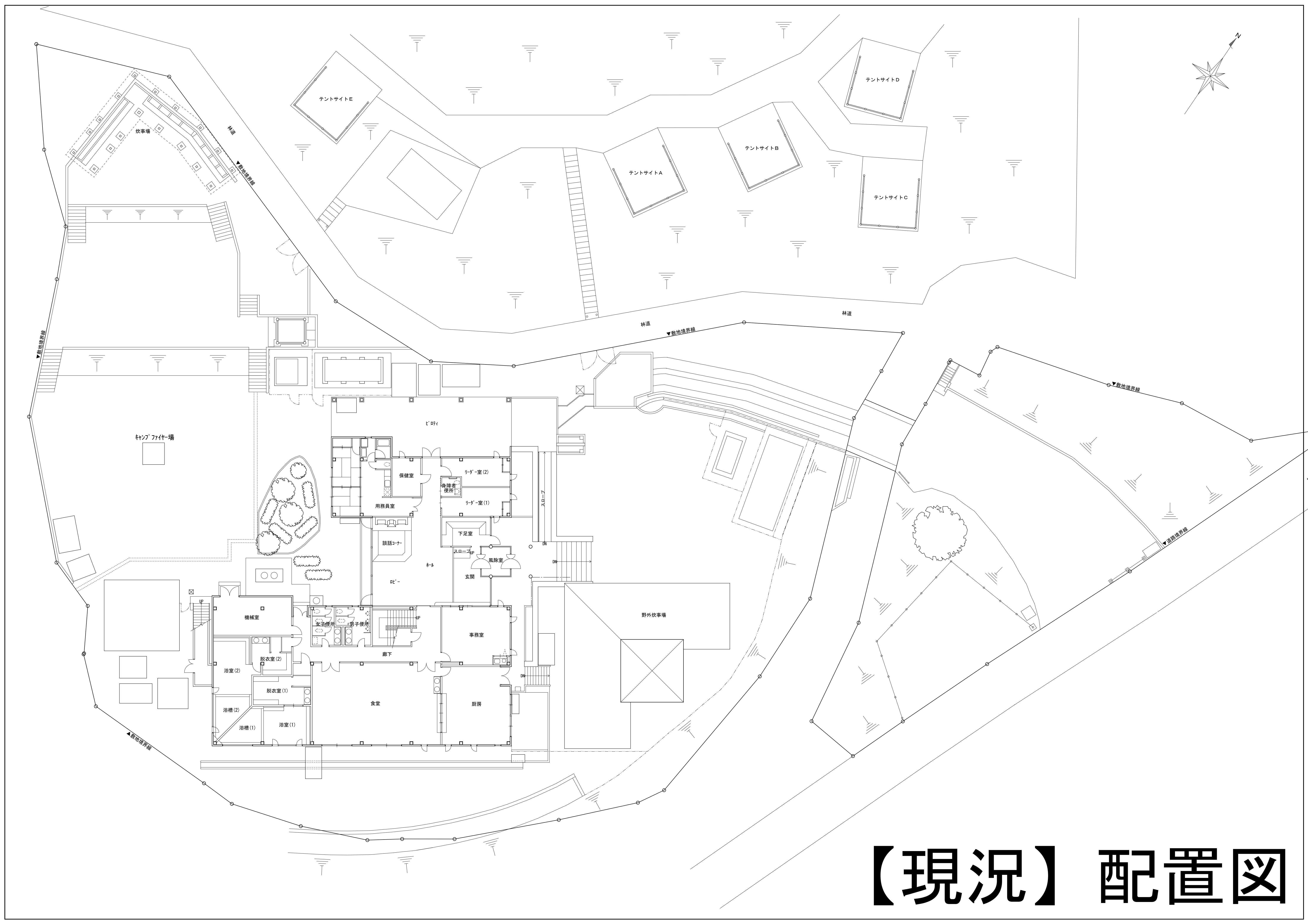
区 分	基本利用料金の額（円）
午後4時から翌日午前10時まで	100,000

備考

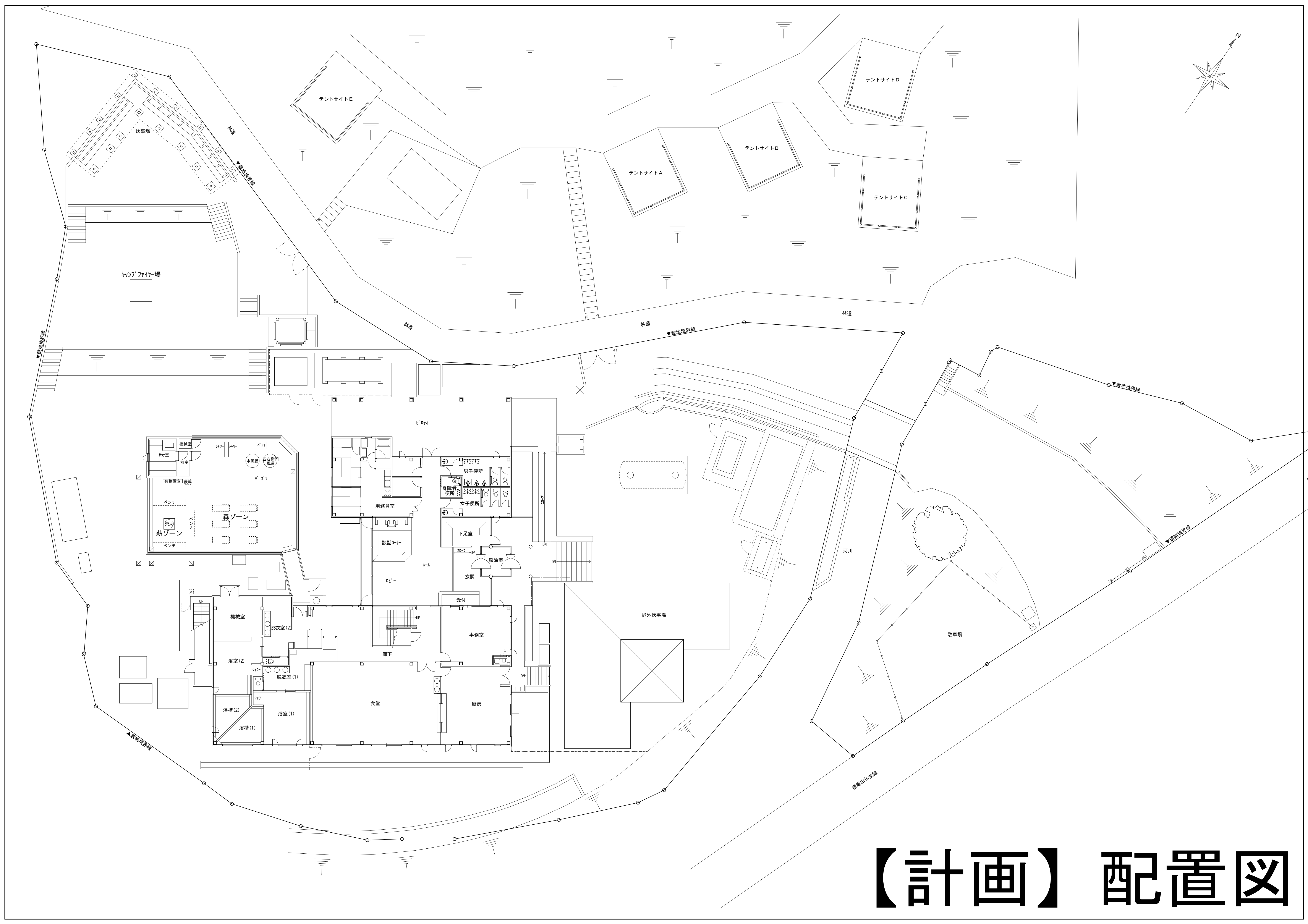
- 1 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 2 利用料金には日帰り入浴施設の利用料金を含む。
- 3 利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）の利用料金を含む。

（4）スケジュールについて

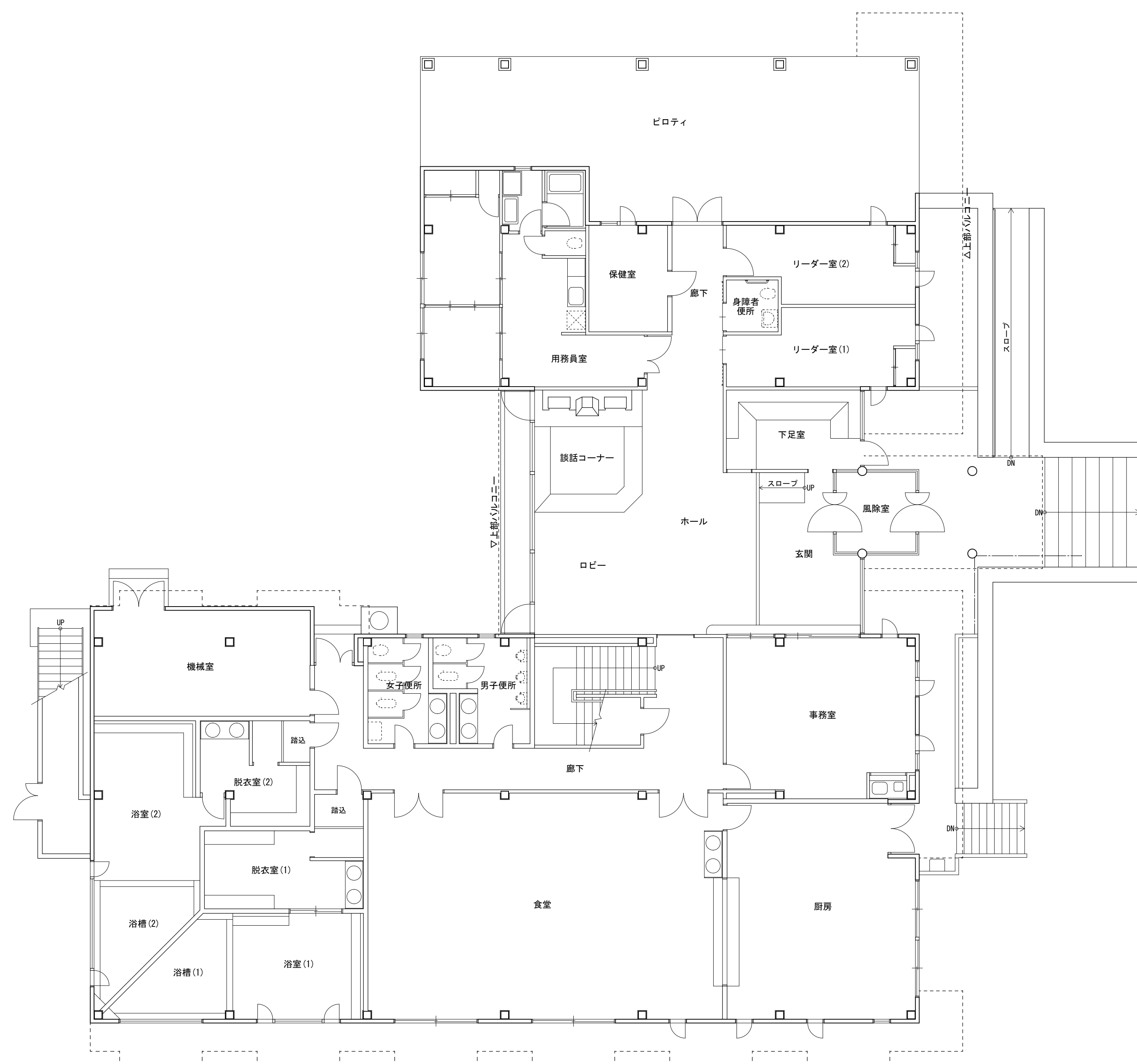
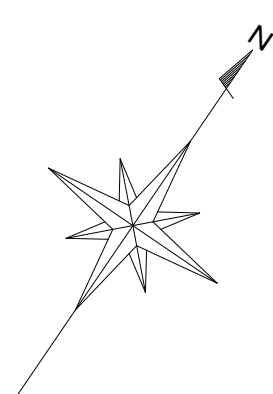
令和7年7月	令和7年和泉市議会第2回定例会における審議 (リニューアル工事に係る債務負担行為補正予算及び条例改正案)
令和7年7月	令和7年和泉市議会第2回定例会議決後、指定管理者の公募開始
令和7年8月頃～	リニューアル工事業者の選定
令和7年8月頃	制限付一般競争入札審査会及び総合評価委員会
令和7年9月頃	制限付一般競争入札審査会
令和7年10月	指定管理者選定委員会
令和7年10月頃	低入札価格調査委員会 (低入札価格調査に係る応札が無ければ開催しない)
令和7年11月	令和7年和泉市議会第4回定例会における審議 (指定管理者指定議案、指定管理に係る債務負担行為補正予算 及び工事請負契約締結議案)
令和8年1月～	リニューアル工事開始
令和8年3月	令和8年和泉市議会第1回定例会における審議 (予算案提案)
令和8年4月	新たな指定管理者による管理運営開始
令和9年1月	リニューアル工事完了予定
令和9年2月～	リニューアルオープン準備
令和9年4月	リニューアルオープン



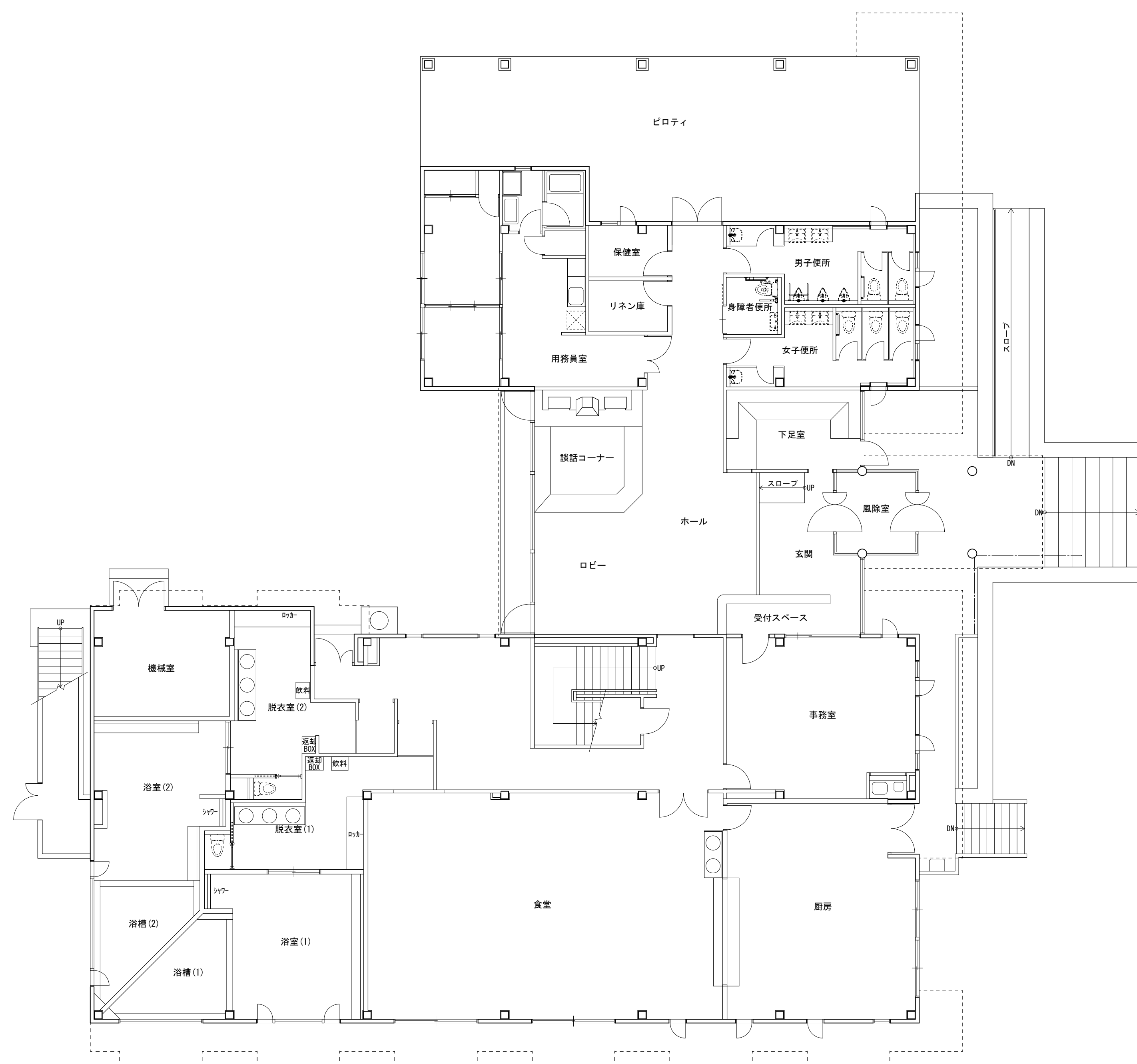
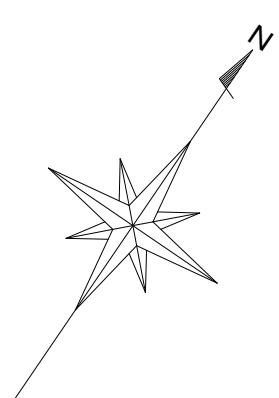
【現況】 配置図



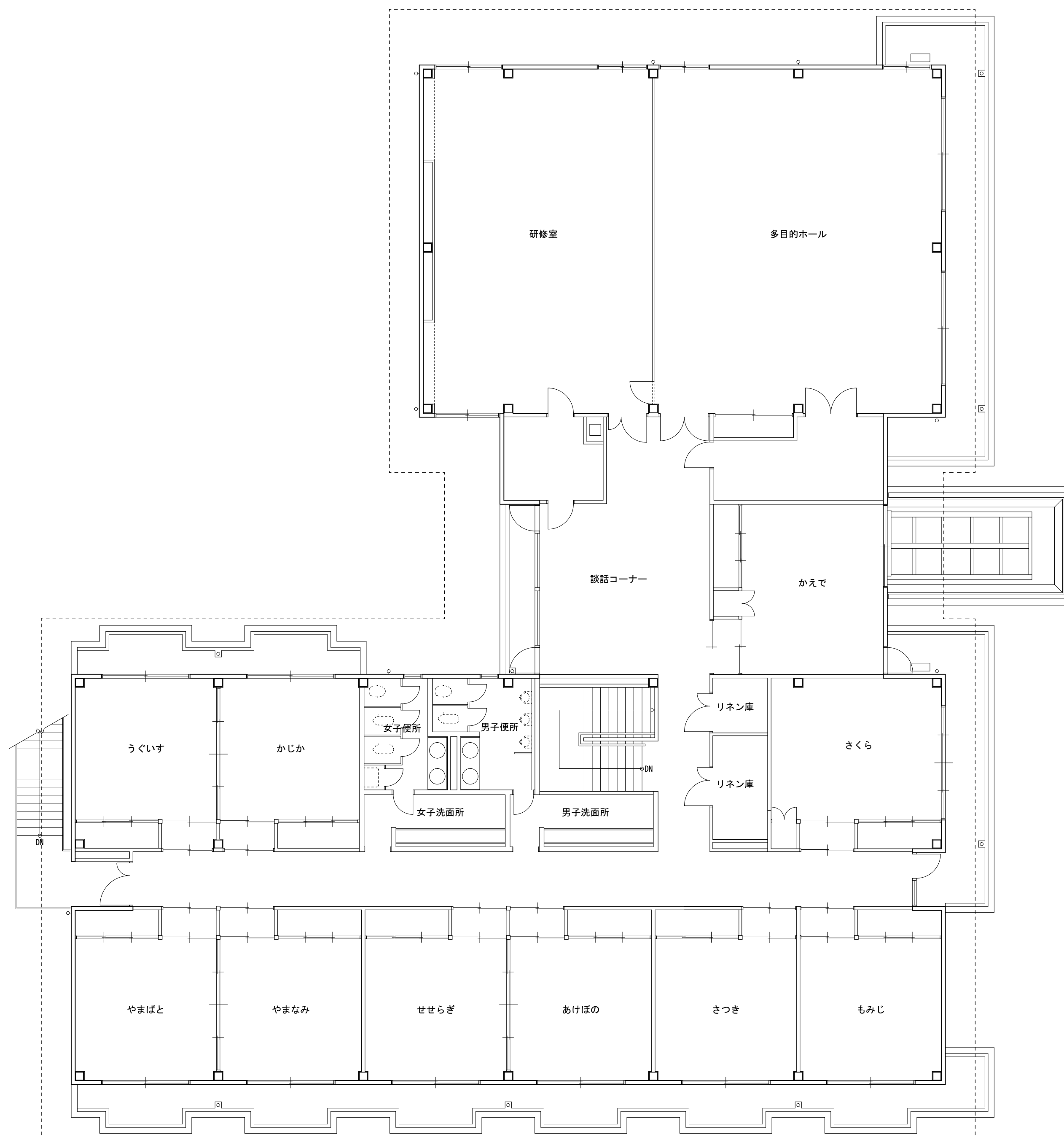
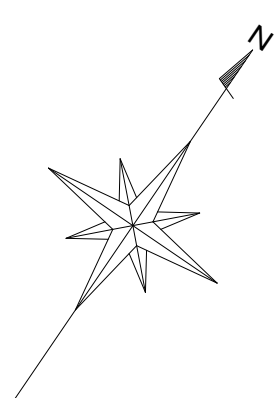
【計画】配置図



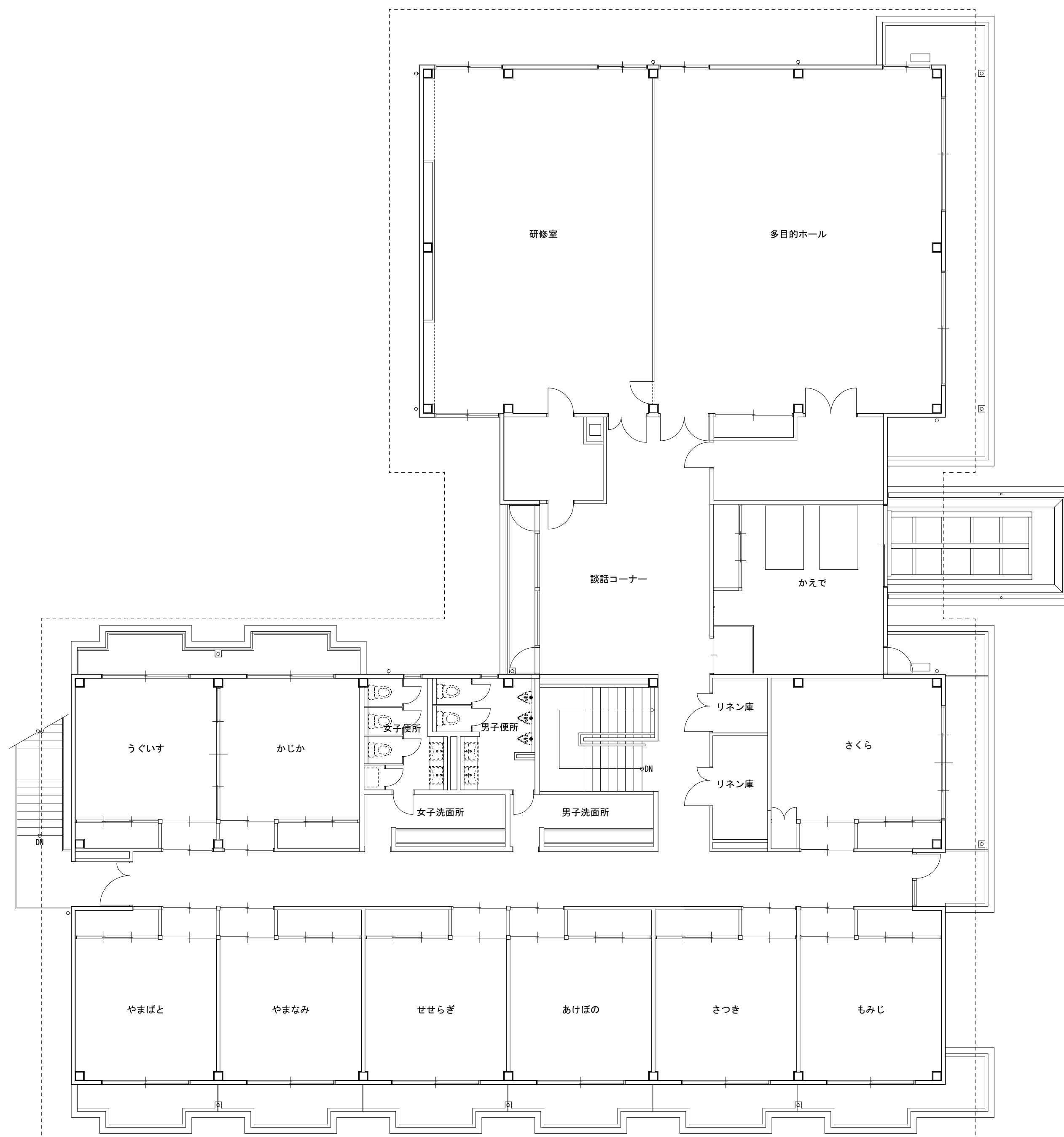
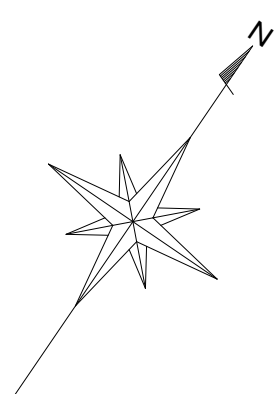
【改修前】 1階平面図



【改修後】 1階平面図



【改修前】 2階平面図



【改修後】 2階平面図







議案第 号

和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立青少年の家について、既存の機能に加え、南部地域のにぎわい創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供に関する機能を備えた新たな施設としてリニューアルを行うべく、名称を改めるとともに、利用料金制の導入、新たな供用施設の追加その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<u>和泉市立榎尾山学びと癒しの館条例</u> (設置) 第1条 本市は、<u>人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため</u>、次の施設を設置する。 名称 <u>和泉市立榎尾山学びと癒しの館</u> 位置 和泉市榎尾山町1番地の21 (事業) 第2条 <u>和泉市立榎尾山学びと癒しの館</u>（以下「<u>学びと癒しの館</u>」という。）は、前条の設置目的を達成するため、主として次の事業を行う。 (1) <u>講習会、講演会及び研究会</u> (2) <u>宿泊施設（居室及びテント施設をいう。）の提供</u>	<u>和泉市立青少年の家条例</u> (設置) 第1条 本市は、<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）の趣旨に基づき、社会教育、特に、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため</u>、次の施設を設置する。 名称 <u>和泉市立青少年の家</u> 位置 和泉市榎尾山町1番地の21 (事業) 第2条 <u>和泉市立青少年の家</u>（以下「<u>青少年の家</u>」という。）は、前条の設置目的を達成するため、主として次の事業を行う。 (1) <u>社会教育に関する講習会、講演会、研究会、青少年の集団宿泊訓練</u>

新	旧
(3) 入浴施設の提供 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める事業 (利用の許可) 第3条 <u>学びと癒しの館</u>を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により<u>学びと癒しの館</u>の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用許可の制限) 第4条 委員会は、<u>学びと癒しの館</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) ～ (4) 略 (利用許可の取消し等) 第5条 略 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。 (立入りの制限等) 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、<u>学びと癒しの館</u>への立入りを拒み、又は退去を命ずることが	(2) 教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める事業 (利用の許可) 第3条 <u>青少年の家</u>を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により<u>青少年の家</u>の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用許可の制限) 第4条 <u>青少年の家</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) ～ (4) 略 (利用許可の取消し等) 第5条 略 2 委員会は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。 (立入りの制限等) 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、<u>青少年の家</u>への立入りを拒み、又は退去を命ずることが

新	旧
ができる。 (1) ～ (4) 略 (権利譲渡等の禁止) 第7条 利用者は、<u>学びと癒しの館</u>の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。	きる。 (1) ～ (4) 略 (権利譲渡等の禁止) 第7条 利用者は、<u>青少年の家</u>の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。 <u>(使用料)</u> 第8条 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料利用料を支払わなければならない。 <u>(使用料の減免)</u> 第9条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>(使用料の還付)</u> 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <u>(1) 利用者の責に帰することができない事由により利用しなかったとき。</u> <u>(2) 利用期日前3日までに利用の取消しを申し出て委員会が承認したとき。</u> <u>(3) 第5条第1項第2号の規定により利用しなかったとき。</u>

新	旧
(指定管理者による管理) 第8条 <u>学びと癒しの館</u>の管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 略 3 指定管理者に<u>学びと癒しの館</u>の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。<u>この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。</u> (指定管理者が行う業務の範囲) 第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 略	<u>(特別の設備等)</u> 第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、<u>あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</u> <u>(利用者の義務)</u> 第12条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、<u>青少年の家の管理運営に協力しなければならない。</u> 2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、<u>委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u> (指定管理者による管理) 第13条 <u>青少年の家の管理</u>は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 略 3 指定管理者に<u>青少年の家</u>の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 略

新	旧
(2) <u>第2条に規定する事業に関する業務</u> (3) 略 (4) <u>学びと癒しの館</u>の利用を促進するために必要な業務 (5) <u>前各号に掲げるもののほか、<u>学びと癒しの館</u>の管理運営のために委員会が必要と認める業務</u> 2 指定管理者は、前項第1号、第2号、<u>第4号及び第5号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。</u> (指定管理者による管理の基準) <u>第10条</u> 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき<u>学びと癒しの館</u>を管理しなければならない。 (利用料金) <u>第11条</u> <u>学びと癒しの館</u>の利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 <u>前項の規定にかかわらず、全ての居室及び研修室・多目的ホールを貸切利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。</u> 3 <u>前2項に定めるもののほか、<u>学びと癒しの館</u>の附属設備の利用料</u>	(2) <u>各種講習会及び青少年の集団宿泊訓練に関する業務</u> (3) 略 (4) <u>使用料の徴収</u> (5) <u>青少年の家の利用を促進するために必要な業務</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、<u>青少年の家</u>の管理運営のために委員会が必要と認める業務</u> 2 指定管理者は、前項第1号、第2号、<u>第5号及び第6号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。</u> (指定管理者による管理の基準) <u>第15条</u> 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき<u>青少年の家</u>を管理しなければならない。

新	旧
金については、市長が別に定める。 4 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、 利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基 準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 5 前各項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受さ せる。 (利用料金の減免) 第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を 減額し、又は免除することができる。 (利用料金の還付) 第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、 市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付する ことができる。 (キャンセル料) 第14条 指定管理者は、利用を予約した者（以下「予約者」という。） が利用を取りやめる場合は、当該者にキャンセル料を支払わせるこ とができる。 2 前項のキャンセル料は、予約者が取りやめを申し出た次の各号に 掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内において、 指定管理者が市長の承認を得て定める。	

新	旧
(1) 利用予定日の3日前から前日まで 当該利用に係る利用料金の 50パーセントに相当する額 (2) 利用予定日の当日 当日利用に係る利用料金の全額 3 前項に定めるもののほか、予約者が利用を取りやめることを申し 出ず利用しなかった場合のキャンセル料は、当該利用に係る利用料 金の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 (特別の設備等) 第15条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用す るときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 (利用者の義務) 第16条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、学び と癒しの館の管理運営に協力しなければならない。 2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失し たときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又 はその損害を賠償しなければならない。 第17条 略	第16条 略

別表を次のように改める。

別表第1 (第11条関係)

施 設	区 分	基本利用料金の額 (円)
-----	-----	--------------

居室	午前１０時から午後４時まで			3, 0 0 0	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1, 0 0 0円を、小人1人増えるごとに4 0 0円を左記の額に加算する。
	午後４時から翌日午前１０時まで			4, 8 0 0	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2, 0 0 0円を、小人1人増えるごとに8 0 0円を左記の額に加算する。
野外活動施設	テント施設	午前１０時から翌日午前１０時まで	小人	4 0 0	
			大人	8 0 0	
	野外炊飯施設	午前１０時から午後４時まで	小人	2 0 0	
			大人	4 0 0	
		午後４時から午後１０時まで	小人	2 0 0	
			大人	4 0 0	
日帰り入浴施設	小人			2 5 0	
	大人			5 0 0	
サウナ施設	共同利用			2, 0 0 0	
	貸切利用（２時間）			6, 0 0 0	
研修室・多目的ホール	１時間当たり			1, 0 0 0	

備考

- 1 小人とは、４歳以上中学生以下の者をいい、４歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 大人とは、高校生以上（それに該当する年齢）の者をいう。
- 3 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合（日帰り入浴施設及びサウナ施設を除く。）の利用料金は、基本利用料金の２倍の額とする。
- 4 未就学児は、サウナ施設を利用することができない。
- 5 居室（午後４時から翌日午前１０時までの利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）の利用料金を含む。
- 6 居室（午後４時から翌日午前１０時までの利用に限る。）及びサウナ施設の利用料金には日帰り入浴施設の利用料金を含む。

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第１１条関係）

区 分	基本利用料金の額（円）
-----	-------------

午後４時から翌日午前１０時まで	１００，０００
-----------------	---------

備考

- １ 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の２倍の額とする。
- ２ 利用料金には日帰り入浴施設の利用料金を含む。
- ３ 利用料金には野外炊飯施設の利用料金を含む。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- ２ この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。